



令和 2 年 3 月 2 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 阪口 彰洋

答申書

令和 2 年 2 月 28 日付け大総務第 92 号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

記

諮問のあった大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25
年大阪市規則第 160 号）の改正については、特に問題がないと認められる。

なお、株式会社大阪市開発公社については、大阪市が高架道路と一体となっている道路占
用物件である船場センタービルの施設を当該法人を活用して道路占用者に適切に維持管理
させることを目的として、株主としての支配権を通じてその事業経営をコントロールする
ため外郭団体としてきたものとされており、当委員会としてもその必要性を一定理解して
いたものである。

今回、所管所属である経済戦略局として、上記の行政目的を達成するために当該法人を外
郭団体として活用する手法には課題があり、より効果的な他の手法を検討することから、当
該法人を外郭団体に指定する必要はないとの判断がされて、本件諮問が行われている。

当委員会としては、大阪市の行政目的の達成手段の選択の是非についての調査及び審議
を所掌するものではないので、今回の経済戦略局の判断は尊重することになるものである
が、長年にわたり当該法人を外郭団体として活用することによって上記の行政目的の達成
を図ることとしてきたこと、及び、今回当該法人を外郭団体に指定しなくなるにより一
時的に当該行政目的を達成する手法がなくなることに鑑み、新たな手法の検討に当たって
は、適切に当該行政目的が達成されるようその妥当性や有効性について十分に検討すると
ともに、スピード感をもって新たな手法を実施されたい。